

休日給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第12号

休日給に関する規則の一部を改正する規則

休日給に関する規則（平成元年香川県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（休日給の支給される日）</p> <p>第2条 給与条例第14条前段の人事委員会規則で定める日は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第1項に規定する週休日に当たる勤務時間等条例第10条第1号に掲げる日の直後の勤務日等（<u>勤務時間等条例第9条の3第1項</u>に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が給与条例第12条に規定する休日等、勤務時間等条例第9条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日又は次条の人事委員会が指定する日（以下「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務日）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p>	<p>（休日給の支給される日）</p> <p>第2条 給与条例第14条前段の人事委員会規則で定める日は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第1項に規定する週休日に当たる勤務時間等条例第10条第1号に掲げる日の直後の勤務日等（<u>勤務時間等条例第11条第1項</u>に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が給与条例第12条に規定する休日等、勤務時間等条例第9条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日又は次条の人事委員会が指定する日（以下「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務日）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。